名称　幌茂尻港温根沼西防波堤灯台
位置
所在地　北海道根室市（幌茂尻港温根沼西防波堤外端）
北緯　四三―一六―一五
東経　一四五―二九―四一
変更した事項
光度　実効光度七八カンデラ
光達距離　五・〇海里
名称　玉之浦港荒川北防波堤灯台
位置
所在地　長崎県玉之浦港（荒川北防波堤外端）
北緯　三二―四〇―一二
東経　一二八―三九―三八
変更した事項
光度　実効光度七八カンデラ
光達距離　五・〇海里
高さ　地上から構造物の頂部まで九・二メートル　平均水面上から灯火まで一三メートル
変更年月日　平成二十八年十月二十七日
名称　富岡漁港南防波堤灯台
位置
所在地　熊本県天草郡苓北町（富岡漁港南防波堤外端）
北緯　三二―三〇―五四
東経　一三〇―〇一―五六
変更した事項
光度　実効光度七八カンデラ
光達距離　五・〇海里
光達距離　地上から構造物の頂部まで四・九メートル　平均水面上から灯火まで一二メートル
変更年月日　平成二十八年十月二十七日
名称　於尋麻布港東防波堤灯台
位置
所在地　北海道目梨郡羅臼町（於尋麻布港東防波堤外端）
北緯　四三―五七―三九
東経　一四五―〇八―二六
変更した事項
光度　実効光度七八カンデラ
光達距離　五・〇海里
変更年月日　平成二十八年十月二十八日
名称　平戸大橋橋梁灯（C一灯）
位置
所在地　長崎県平戸市（平戸大橋中央）
北緯　三三―二一―二四
東経　一二九―三四―二一
変更した事項
高さ　平均水面上から灯火まで三三メートル
変更年月日　平成二十八年十月二十八日
記事　一時変更

○北陸地方整備局告示第九十五号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第三十七条第一項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第三項の規定に基づき次のとおり公示する。

その関係図面は、平成二十八年十一月二十五日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十八年十一月二十五日

北陸地方整備局長　中神　陽一

一　道路の種類及び路線名　一般国道　十七号

二　占用を制限する区域　図面縦覧場所　長岡市東川口字前島二一三七番一から同市東川口字前島二一三四番三まで　北陸地方整備局及び同局長岡国道事務所

三　制限の対象とする占用物件

新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）

ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。

四　占用の制限の開始の期日　平成二十八年十一月二十六日

三　占用を制限する理由

緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。

○北陸地方整備局告示第九十六号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十八年十一月二十五日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十八年十一月二十五日

北陸地方整備局長　中神　陽一

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　十七号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
長岡市東川口字前島二一三七番一から同市東川口字前島二一三四番三まで	前	二四・六九～三三・二〇メートル	〇〇・〇二四キロメートル
	後	二八・九一～三六・〇〇メートル	〇〇・〇二四キロメートル

(四)　図面縦覧場所　北陸地方整備局及び同局長岡国道事務所

○北陸地方整備局告示第九十七号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十八年十一月二十五日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十八年十一月二十五日

北陸地方整備局長　中神　陽一

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
十七号	長岡市東川口字前島二一三七番一から同市東川口字前島二一三四番三まで	北陸地方整備局及び同局長岡国道事務所

供用開始の期日　平成二十八年十一月二十五日

○中部地方整備局告示第百二十号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十八年十一月二十五日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十八年十一月二十五日

中部地方整備局長　塚原　浩一

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　二十五号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
亀山市関町久我字大谷四八三番から同市関町越川字上ノ田八四番一まで	前	四一・〇四～一〇〇六・三二メートル	〇〇・四〇八キロメートル
	後	四二・八四～一〇六・三二メートル	〇〇・四〇八キロメートル
亀山市加太神武字畑四四八〇番二から同市加太板屋字裏之垣内四六三一番まで	前	二〇・六七～七三・九八メートル	〇〇・二五三キロメートル
	後	二〇・六七～七六・五二メートル	〇〇・二五三キロメートル

(四)　図面縦覧場所　中部地方整備局及び同局北勢国道事務所

○中部地方整備局告示第百二十一号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十八年十一月二十五日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十八年十一月二十五日

中部地方整備局長　塚原　浩一

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　二十一号